

医療的ケア児の保育所等受け入れガイドライン

2021年9月

精華町

はじめに

医療技術の進歩等を背景として、集中治療室（NICU）等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な障害児（以下「医療的ケア児」という。）が増加しています。

医療的ケア児が日常生活を営むためには、日常的な医療的ケアと医療機器による支援が必要であり、安心して必要な支援を受けるためには保健、医療、障害福祉、保育等の関係機関が緊密に連携して対応していくことが求められています。

医療的ケア児に保育所での保育を行う場合、児童への医療的ケアの安全な実施と、保育中の児童の体調変化に対する施設の全職員の見守り・気づき、迅速な対応が必要です。

そのために、保育所においては、医療的ケアを実施するうえで留意すべき点や、児童の体調が変化したときの緊急対応等を定めたマニュアル整備、児童の障害の内容について保育所の全職員が理解するための研修の開催、保護者・主治医・施設等との間で緊密な連携が取れる体制整備など、様々な準備が求められます。

また、医療的ケアや保育の内容は、児童の発達に合わせ、その支援の内容を変化させ実践していくことが必要です。

本ガイドラインは、保育所において医療的ケア児を保育するにあたっての基本的な考え方、医療的ケア児の保護者が保育所の利用を申し込む場合に、通常の保育所入所申込に加えて必要となる手続き、保育所で医療的ケアを行いながら保育を実施する場合に保護者・保育所等が留意すべき点などについてまとめたものです。

なお、最初から全ての保育所で医療的ケア児を受け入れることは、児童の安全性を考慮すると現実的に困難であり、まずは特定の保育所において必要な体制づくりを行うこととします。

本ガイドラインを活用し、医療的ケア児の保育所等での受け入れを実施するとともに、保育の実施状況を検証しつつ、適宜見直しと充実を図ります。

令和3年9月

(目 次)

第1	基本的事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1	受け入れの要件	
2	医療的ケアの内容	
3	対象児童	
4	受け入れ体制	
第2	医療的ケア児の入所までの手続き ・・・・・・・・	2
1	入所相談	
2	受け入れ可能性の検討	
3	保護者、保育所及び子育て支援課の三者で面談	
4	関係機関からの意見聴取	
5	結果通知	
6	内定通知後の医療的ケアの実施に関する確認書類の作成	
7	主治医面談について	
8	入所の決定について	
9	入所準備	
第3	医療的ケア児の入所後の継続等について ・・・・・・・・	5
1	医療的ケアの継続審査について	
2	受け入れ後における医療的ケアの内容変更について	
3	長期欠席について	
第4	保育所での受け入れについて ・・・・・・・・	6
1	医療的ケアを必要とする児童の保育	
2	医療的ケアの実施者について	
3	医療的ケアの安全な実施体制について	
4	緊急時の対応	
5	職員の研修	
6	感染対策	
第5	保護者の了承事項 ・・・・・・・・	8
1	医療的ケアについて	
2	ならし期間	
3	体調管理及び保育の利用中止等	
4	緊急時及び災害時の対応等	
5	退所等	
6	情報の共有等	
7	その他	
	【参考】様式1～11 ・・・・・・・・	10

第1 基本的事項

1 受け入れの要件

- (1) 保護者の就労等の理由により、保育所等で保育を行うことが必要であると認められること。
- (2) 保育所等における集団保育を実施することが適切であると認められること。
- (3) 保育所等における受け入れ体制が整えられていること。

2 医療的ケアの内容

医療的ケアの内容は次の行為の実施を基本とする。

- (1) たん吸引（口腔・鼻腔内吸引、気管切開部からの吸引・衛生管理）
- (2) 経管栄養（経鼻経管、胃ろう）
- (3) 導尿（看護師による導尿や自己導尿）
- (4) その他医行為

3 対象児童

主治医が、集団保育が可能と認めた医療的ケア児

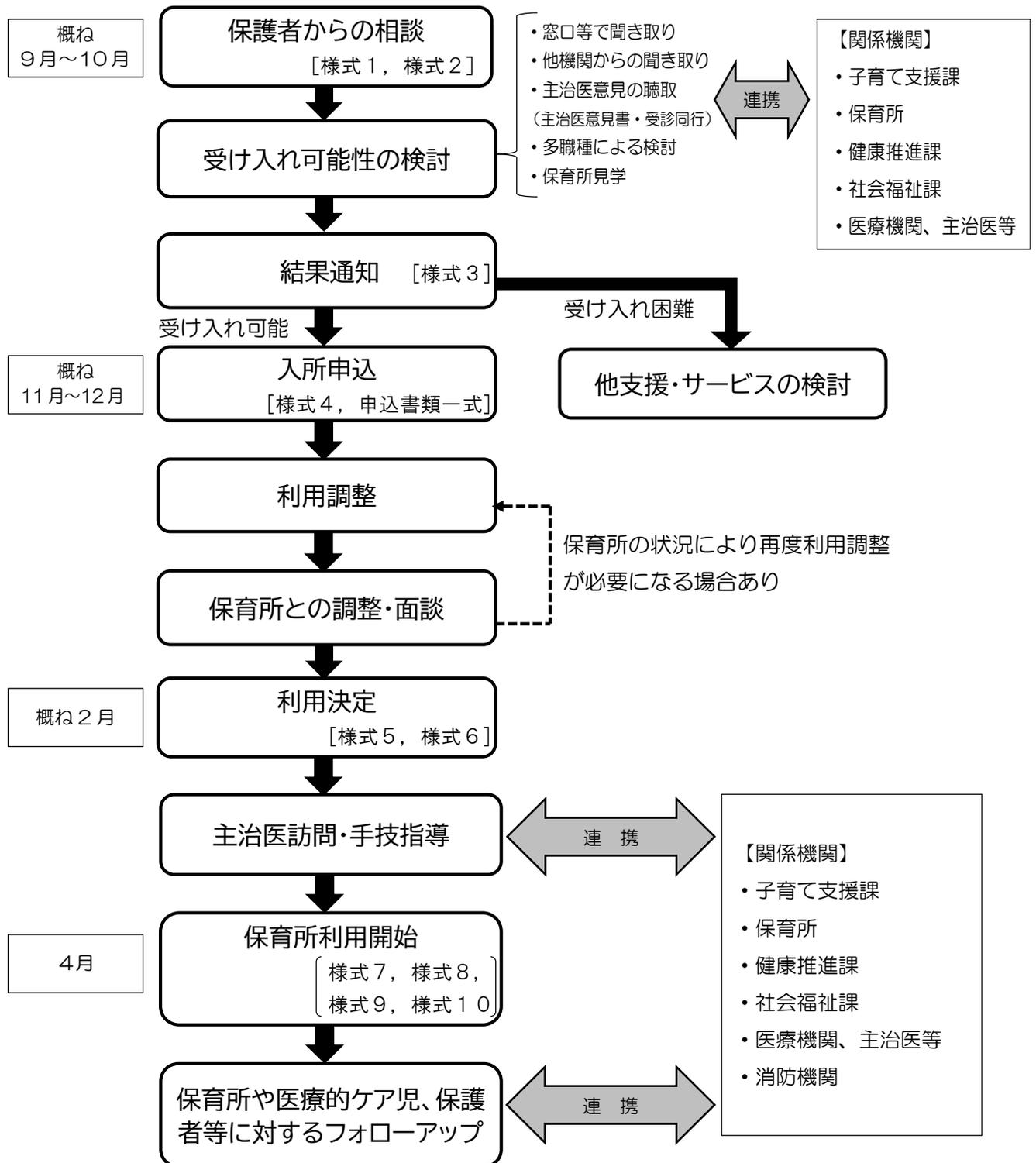
4 受け入れ体制

- (1) 受け入れ時期は、4月1日入所を基本とする。
- (2) 実施保育所は、町営保育所を基本とする。
- (3) 医療的ケアを実施できる時間の範囲として原則、平日（月～金曜日）の1日8時間（午前8時30分～午後4時30分の間）の範囲とする。

第2 医療的ケア児の入所までの手続き

医療的ケア児の入所までの手続きは、次のとおりとする。

■ 医療的ケア児による保育利用までの流れ（4月入所の場合）



1 入所相談

- (1) 本ガイドラインに基づいて、受け入れの手続きや保育環境、医療的ケアの実施内容等について説明を行う。
- (2) 保育が必要な家庭の状況や児童の様子、生活の状況、医療的ケアの内容、保育所以外の施設の利用希望等の聞き取りを行う。
- (3) 医療的ケア児の利用申込みに必要な書類の説明を行う。特に、主治医意見書の作成に必要な留意点を案内する。

2 受け入れ可能性の検討

- (1) 保護者から「様式1. 医療的ケア実施申込書」、「様式2. 主治医意見書」の書類を受領する。
- (2) 申請書類に基づいて、保護者の状況や児童の状況をよく聴取する。
なお、「様式2. 主治医意見書」の経費については、保護者の負担とする。

3 保護者、保育所及び子育て支援課の三者で面談

- (1) 児童の健康状態等、保育所の集団生活の中で安全に過ごすことができるか、他の児童との関わりで危険が生じないか等、医療的ケアの実施だけでなく、保育の観点から他に配慮すべき項目がないかを含め確認するため、保護者は、入所を希望する保育所等の訪問・見学を行うとともに、保育所の面談を受け、その際、必要な医療的ケアを具体的に伝えるため、「様式1. 医療的ケア実施申込書」、「様式2. 主治医意見書」を使用する。
- (2) 保護者から日ごろの児童の様子、生活の状況、医療的ケアの手技について、必要に応じて確認する。
- (3) 児童の健康状況及び発達の状況を観察し、保育、医療の観点から、保育所における集団保育を実施することが可能か確認する。

4 関係機関からの意見聴取

- (1) 集団保育が適切であるか及び受け入れにおける安全管理などについて、関係機関に意見を求める。
- (2) 必要に応じて、保護者同意の上、関係機関に意見を求め、共有する。

5 結果通知

- (1) 受け入れ可能な場合は、保護者に「様式3. 医療的ケア内定通知書」を送付する。(医療的ケアの実施が可能であることを通知するものであり、保育所への入所決定を通知するものではありません。)
- (2) 受け入れは1年度単位(最長年度末まで)で更新手続きを要することを条件として内定とする。
- (3) 受け入れが難しい場合は、「様式3. 医療的ケア保留通知書」を送付する。他機関のサービスの利用等、児童の健康状態等の変化により受け入れについて再検討

する必要がある場合は、再度、町及び保育所等関係機関が保護者と面談を行う。

6 内定通知後の医療的ケアの実施に関する確認書類の作成

- (1) 保護者は、主治医に「様式4. 医療的ケア指示書」の作成を依頼する。
なお、「様式4. 医療的ケア指示書」の経費については、保護者の負担とする。
- (2) 保護者は、町に「様式4. 医療的ケア指示書」を提出する。
- (3) 町は保護者から提出された「様式4. 医療的ケア指示書」に基づき、保育所、保護者、児童と受け入れに関する面談（保護者面談）を行う。
- (4) 町は、保護者面談及び主治医面談、受け入れの安全性を確認した後、「様式5. 医療的ケア実施通知書」を保護者に送付する。
- (5) 保護者は、医療的ケア実施通知書に基づき「様式6. 医療的ケア実施承諾書」を町に提出する。

7 主治医面談について

保育所、町は医療的ケアの実施にあたって、主治医からの指示書等を十分に確認するとともに、保護者の承諾のもとで児童の受診に同行する等により、保育開始に向けて情報を収集する。その際、必要に応じて「様式4. 医療的ケア指示書」の内容確認や緊急時の対応等の指導助言を受けるため、主治医との面談を行う。

8 入所の決定について

町は、本ガイドラインに基づいて児童の受け入れを適切に行うことができる場合には、入所の決定を行い、「保育所入所承諾書（及び教育・保育給付認定（変更）通知書）」を保護者に送付する。

9 入所準備

- (1) 保育所は、「様式10. 医療的ケア実施計画書兼医療的ケア実施看護師マニュアル」を作成する。
- (2) 保護者は、保育所が作成した「様式10. 医療的ケア実施計画書兼医療的ケア実施看護師マニュアル」について確認し、保育所は、必要に応じて主治医に助言を求める。

第3 医療的ケア児の入所後の継続等について

1 医療的ケアの継続審査について

- (1) 1年度単位で実施する医療的ケアの継続について、児童の健康状態等を勘案し、関係機関に意見を求める。
- (2) 関係機関の意見を参考に、引き続き同一の医療的ケアが必要であると認められた場合に、町は継続して保育を実施する。

2 受け入れ後における医療的ケアの内容変更について

- (1) 受け入れ後、かつ、1年度単位の継続審査前において、医療的ケアの内容に変更があった場合は、保護者は改めて「様式1. 医療的ケア実施申込書」、「様式4. 医療的ケア指示書」を提出する。
- (2) 申請書類、児童の健康状態等に基づき、保育所における集団保育の継続実施について、関係機関に意見を求める。
- (3) 町が規定する医療的ケアの内容で医療的ケアが実施される場合は、継続して保育を実施する。町が規定する医療的ケアの内容以外の医療的ケアが必要になった場合は原則として退所となる。
- (4) 医療的ケアが終了する場合は、児童の健康状態等を確認し、通常の保育利用に変更となる。また、関係機関に報告する。

3 長期欠席について

- (1) 長期欠席の後、保育所の登所が可能となった場合は、保育所等における集団保育の再実施について、必要に応じて関係機関に意見を求める。
- (2) 保育所は、恒常的に保育所で保育が必要な場合に在籍することができるため、登所しない日が続いた場合は保育の必要性がないと判断し、退所となる。

第4 保育所での受け入れについて

1 医療的ケアを必要とする児童の保育

(1) 保育方針に基づく医療的ケア児への対応

- ①児童の障害及び疾病の状況、医療的ケアの実施状況、生活状況を把握する。
- ②医療的ケアを安全に実施し、快適で健康に安全に過ごせるように保育の環境を構成する。
- ③児童の発達の状況を把握し、発達過程と個人差に配慮して集団保育を行う。
- ④児童に適切な生活課題や遊びを提供する。
- ⑤登降所時の保護者との引き継ぎや定期的な個人面談等により、児童の保護者の気持ちを受け止めて、保護者を支援するよう努める。また、必要があれば相談機関等と連携する。

2 医療的ケアの実施者について

保育中の医療的ケアは基本的に看護師が行うものとする。

3 医療的ケアの安全な実施体制について

(1) 医療的ケア実施に関する情報の共有

保育所は、「様式1. 医療的ケア実施申込書」、「様式4. 医療的ケア指示書」の内容を確認し、医療的ケアを実施する。医療的ケアに関する情報は、町、保育所（保育所長、保育士、看護師等）の職員間で共有する。また、医療的ケアの実施にあたっては、保育所は、医療的ケアが安全に実施できるよう職員体制を構築する。

(2) 医療的ケア実施関係者の役割

児童が保育所内で安全に医療的ケアを受けながら、集団保育の中で快適に過ごせるように、町、保育所（保育所長、保育士、看護師等の職員）、嘱託医、主治医が連携・協働する。

- ① 保育所は、保護者や主治医との連絡の窓口となるとともに、医療的ケア児の保育及び医療的ケアの安全実施の総括管理を行う。
- ② 保育士は、看護師及び保護者と連携して日々の児童の健康状態を把握し、集団保育を行い、保育所での生活の状況を保護者に報告する。また、医療的ケアの実施の際、医行為に該当しない範囲において、看護師の業務を補佐する。
- ③ 看護師は、保育士及び保護者と連携して児童の健康状態を把握する。また、主治医等の指示書に基づき「様式10. 医療的ケア実施計画書兼医療的ケア実施看護師マニュアル」を作成し、保護者の理解及び同意のもと、保育士と相互に協力し、安全に医療的ケアを実施する。医療的ケアの実施状況と健康状態について保護者に報告する。
- ④ 嘱託医は、医療的ケア児の個別の状況を十分に踏まえて、健康診断や医療的ケアの内容について十分に情報共有することが求められる。

- ⑤ 保護者は主治医、保育所（看護師含む）とのやり取りを行い、連携関係を構築する。また、家庭生活での健康状態について、登所時に「様式 7. 医療的ケア児在籍連絡票」等を使用し伝達する。
- (3) 衛生管理
 - ① 実施場所については、感染防止が保てるよう環境の整備を行う。
 - ② 児童が使用する医療的ケアの物品・備品等については、保護者と申し合わせを行い、衛生的に保管・管理する。
- (4) 医療機器および物品管理

保護者は、保育中の医療的ケアに必要となる物品を保育所へ提供する。その際、「様式 8. 医療機器等預かり同意書」を提出し、物品の管理を行う。なお、使用後の物品等については、家庭に持ち帰る。
- (5) 文書管理

医療的ケアの実施に関する、「様式 10. 医療的ケア実施計画書兼医療的ケア実施看護師マニュアル」等の書類は、保育所にて必要期間保管する。

4 緊急時の対応

- (1) 保育所は、医療的ケア児の健康管理・事故防止のため、主治医及び囑託医の協力により保育を実施する。
- (2) 緊急時は、保育所で定めている事故発生時の対応の流れに沿って対応する。
- (3) 保育所は、緊急時の対応については事前に保護者に十分に説明し、同意を得ておく。
- (4) 体調の急変等の緊急時に際しては、発見者等からの連絡を受けた保育所長の指示のもと保護者に連絡し、必要時救急車にて搬送する。緊急対応について、保育所と保護者との状況共有後、保護者が主治医に報告する。
- (5) 保護者は、児童の体調が悪化した等の理由により、保育所が保育の継続が困難と判断した場合には、保育所からの連絡により、利用時間の途中であっても保護者等が児童の引き取りをする。病院搬送時には病院に直行する。

5 職員の研修

児童の発達過程や疾病の状況を踏まえ、安全かつ適切に医療的ケアを提供するために、医療的ケア児に関わる可能性がある職員が必要な知識や技術を身につけられるよう、研修等の機会確保に努める。

6 感染対策

感染対策については、「保育所における感染症ガイドライン（2018年改定版）」に準じた感染対策を行う。

第5 保護者の了承事項

以下の事項について保護者に了承を得る。

1 医療的ケアについて

- (1) あらかじめ主治医を受診し、保育において児童に必要な医療的ケア及び緊急時の対応等も記載した「様式2. 主治医意見書」(入所申請時)、「様式4. 医療的ケア指示書」を提出する必要があること。また、保育所は主治医の緊急時対応等に関しての指導・助言が必要な場合に、保育所及び町の担当者が受診に同行し、主治医との相談を行う場合があること。
- (2) 保育所では、関係法令および主治医の指示書等に基づいて、医療的ケア及び緊急時の対応を行うこと。また、看護師の不在等により、保育所での医療的ケアが実施できない場合があること。
- (3) 保育所で提供する医療的ケアは、保護者が日常的に家庭内で実施している範囲で行うものであるということ、また、『保育の中で医療を提供する』のであり、『看護師は児童の看護ケアに対して配置され、児童の教育・保育の部分を含めたすべてを看護師が担うのではない』ということをも十分理解いただくこと。

2 ならし期間

児童が新しい環境に慣れると共に医療的ケアを安全に実施するために、初日から一定の期間、保護者付き添いのもと登所し、保育に参加すること。期間及び保育時間については、保育所と相談の上、定めること。児童の様子や状況によっては、この間の保育時間の短縮や期間が延長・短縮される場合があること。

3 体調管理及び保育の利用中止等

- (1) やむを得ない事情により医療行為を行う看護師等が勤務できない場合には、保育の利用ができない場合があること。
- (2) 登所前に健康観察をすること。顔色、動作、食欲、体温等がいつもと違い、体調が悪い時には、保育を利用しないこと。
- (3) 登所後に、発熱、下痢、嘔吐、痙攣重責等の体調不良が発現した場合や、発熱がなくても感染の疑いがある場合は、保育所が保育の継続が困難と判断し、保護者等に連絡するため、必ず連絡が取れるようにすること。また、利用中止の場合は、保護者等による児童の引き取りをお願いすること。
- (4) 集団保育の場では、感染症にかかるリスクが高くなることも予想されるため、園内で感染症が一定数以上発症した場合には、保育所からの情報により、保護者が保育を利用するかどうか判断すること。また、保育所の判断で保育の利用を控えてもらう場合があること。
- (5) 体調不良等により、保育所が必要と認める場合には、主治医等を受診すること。なお、その費用は保護者等の負担となること。

4 緊急時及び災害時の対応等

- (1) 緊急時には、事前の打ち合わせで取り決めた医療機関等の病院を受診すること。
- (2) 児童の症状に急変が生じ緊急事態と保育所が判断した場合、その他必要な場合には、医療機関等に連絡を行い、必要な措置を講じること。同時に児童の保護者等に連絡を行うこと。また、保護者等へ連絡する前に児童を医療機関等に搬送し、受診または治療が行われることがあること。なお、それに伴い生じた費用は保護者等の負担となること。
- (3) 気管チューブ、栄養チューブの交換は、保護者の責任のもと、自宅や受診時に行うこと。抜けた場合は、保護者及び主治医と事前に対応を協議し、「様式10. 医療的ケア実施計画書兼医療的ケア実施看護師マニュアル」に記載の上、それに沿って対応すること。
- (4) 受け入れに際しての確認事項として、災害発生に備えて、非常食や医薬品、医療材料の備蓄、医療機器バッテリーの確保に関して、保護者や主治医と確認しておくこと。

5 退所等

- (1) 児童の病態の変化等により、町が規定する医療的ケアの内容以外の医療的ケアが必要になった場合は原則として退所となること。
- (2) 保育所の人員、施設又は設備の状況により、当該保育所での児童の受け入れができなくなる場合があること。

6 情報の共有等

- (1) 医療的ケア児に対して安心安全な保育を提供するために、保護者から提出された申請内容等について関係機関と共有すること。
- (2) 緊急時の対応のために、町に提出された主治医からの「様式2. 主治医意見書」、「様式4. 医療的ケア指示書」の内容を囑託医に情報提供すること。
- (3) 医療的ケアが必要な児童の状況について、集団保育を実施する上で必要なことは他の児童の保護者との間で共有する場合があること。

7 その他

- (1) 「第5 保護者の了承事項」1～6、「様式11. 医療的ケアを実施するにあたっての確認事項」のほか、保育所との間で取り決めた事項を順守すること。
- (2) 緊急時に備え、「様式2. 主治医意見書」の写し及び「様式7. 医療的ケア児在籍連絡票」により、最寄りの消防機関に医療的ケア児の保育所利用や救急搬送先を知らせておく等の連携を取り、緊急時の迅速な対応につなげること。

【参考】様式1～11

- 様式1. 医療的ケア実施申込書 [保護者→町]
保護者は、「医療的ケア実施申込書」を記入し、申請に必要な書類とともに町に提出する。
- 様式2. 主治医意見書 [主治医→保護者→町]
主治医が児童の健康面や生活する上での配慮事項等について明記。保護者は、主治医に記入を依頼し町に提出する。
- 様式3. 医療的ケア内定（保留）通知書 [町→保護者]
町は、受け入れ可能な場合は「医療的ケア内定通知書」を、受け入れが難しい場合は「医療的ケア保留通知書」を保護者に通知する。
- 様式4. 医療的ケア指示書 [主治医→保護者→町]
主治医が児童の医療的ケアの内容と実施範囲等の指示内容を明記。主治医から保護者を經由して町に提出する。
- 様式5. 医療的ケア実施通知書 [町→保護者]
町から保護者に通知する。医療的ケアを安全に実施できる体制整備をして、実施内容を示す。
- 様式6. 医療的ケア実施承諾書 [保護者→町]
保護者に医療的ケアの実施内容及び体制などを説明し、同意していただいた上で保護者から保育所に提出する。
- 様式7. 医療的ケア児在籍連絡票 [保育所→消防機関]
保育所は、保護者の同意を得た上で、「様式2. 主治医意見書」の写しを添付して、消防機関に提出する。また、写しを町へ提出する。
- 様式8. 医療機器等預かり同意書 [保護者↔保育所]
保育中に使用するために預かる医療機器等の取扱いについて確認事項を明記。保護者が保育所に提出する。
- 様式9. 医療的ケア実施カード
保護者と看護師及び保育士が連携して日々の児童の健康状態を把握し、集団保育を行うため活用する。
- 様式10. 医療的ケア実施計画書兼医療的ケア実施看護師マニュアル
保育所で実施する医療的ケアの内容を記載し、保護者に実施内容を示す。必要に応じて保護者から主治医に内容の確認を求める。

様式 11. 医療的ケアを実施するにあたっての確認事項

子育て支援課及び保育所から保護者に対し、実施する医療的ケアなどについて説明し、双方で内容の確認を行う。

医療的ケア実施申込書

1 医療的ケアの実施を申し込みする児童

保育所名				
児童氏名		男・女	生年 月日	年 月 日 歳
現住所				
電話番号 (携帯番号)			緊急 連絡先	

2 保育所に依頼する医療的ケアの内容

(該当するケアの内容に☑をつけ、()内の該当する項目に○を記入してください)

<input type="checkbox"/> たん吸引 (<input type="checkbox"/> ・ 鼻 ・ 気管カニューレ内) <input type="checkbox"/> 経管栄養 (経鼻経管栄養 ・ 胃ろう) <input type="checkbox"/> 導尿 ・ 自己導尿 (一部要介助 ・ 完全要介助) <input type="checkbox"/> その他 ()

3 予想される緊急時の対応

(該当する項目に必要事項を記入してください)

医療的ケアの内容	予想される緊急時の状態	対応・緊急搬送先
たん吸引		
経管栄養		
導尿 (補助)		
その他		

精華町長 様

上記の医療的ケアについて、保育所での実施を申し込みます。

なお、受け入れの検討を行う際、関係機関で必要書類の複写等を行い情報共有が行われることに同意します。

年 月 日

保護者氏名 _____ 印

精華町長 様

主治医意見書

児童氏名	男・女（ 年 月 日生） 歳 ヶ月
住 所	精華町
診 断 名	
現在までの大まかな臨床経過、その他参考になること	身長（ cm）体重（ kg）
定期受診	月・ 週ごと
服薬状況 （処方箋添付）	
必要な医療的ケアの項目	<input type="checkbox"/> 喀痰吸引（口腔・鼻腔・気管） <input type="checkbox"/> 経管栄養 <input type="checkbox"/> 経鼻胃管（水分 栄養剤） <input type="checkbox"/> 胃ろう （水分 栄養剤） <input type="checkbox"/> 導尿 <input type="checkbox"/> その他（ ）
予想される緊急時の状況及び対応	注意が必要な状態と対応（緊急搬送の目安等）

<p>集団保育の中での生活</p>	<p><input type="checkbox"/> 適 当 ()</p> <p><input type="checkbox"/> 望ましくない ()</p>	
<p>保育施設生活上の注意・配慮事項(保育の制限)</p>	<p><input type="checkbox"/> 制限なし 同年齢児童と同じ強度・速度の生活及び運動が可能</p> <p><input type="checkbox"/> 制限なし 本児童のペースで、発達に応じた生活及び運動が可能</p> <p><input type="checkbox"/> 制限あり ()</p>	
<p>日常生活の配慮</p>	<p>項目</p>	<p>状 況</p>
	<p>食事</p>	
	<p>排泄</p>	
	<p>移動</p>	
<p>記入日 年 月 日</p> <p>医療機関名</p> <p>住所</p> <p>電話番号</p> <p>医師名</p>		

年 月 日

様

精華町長

医療的ケア内定（保留）通知書

入所希望の相談がありました医療的ケアについて検討した結果、下記のとおり判断しましたのでお知らせいたします。

記

児童	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日
検 討 結 果		内 定 ・ 保 留
備 考		<p>【内定の場合】 保護者は町に、主治医からの「様式4 医療的ケア指示書」を提出してください。</p> <p>【保留の場合】 (保留の理由を記載すること)</p>

※内定とは、医療的ケアの実施が可能であることをお知らせするものであり、保育所への入所決定を意味するものではありません。

町→保護者
年 月 日

保護者氏名 様 精華町長

医療的ケア実施通知書

申し込みのありました医療的ケアについて、下記のとおり実施することとしますので、通知します。

記

1 児童氏名 _____ 性別 男・女 年齢 歳
生年月日 年 月 日生

2 保育所名

3 実施する医療的ケアの内容

医療的ケアの内容	実施方法と留意事項	医療的ケアの実施者
①口腔内の喀痰吸引		
②鼻腔内の喀痰吸引		
③気管カニューレ内の 喀痰吸引		
④胃ろうによる経管 栄養		
⑤経鼻経管栄養		
⑥導尿		
⑦その他医行為 ()		

4 緊急時の対応

- (1) 緊急事態発生時は、主治医の指示内容をもとに、連携する病院に連絡を行い、必要な措置を講じます。同時に保護者等に連絡します。
- (2) 保護者は、常に連絡が取れる体制を整え対応をお願いします。

5 留意事項

- (1) 定期的に主治医の診察を受け、結果や指示を保育施設に連絡ください。
- (2) 登所時、子どもの健康状態について担任、看護師等に連絡し、当日医療的ケアの内容について確認してください。
- (3) 医療的ケアの実施に必要な用具、消耗品の点検・補充をお願いします。
- (4) 使用後の物品についてはご家庭へ持ち帰り処分をお願いします。
- (5) 災害時に備え、内服薬等は必要数を毎日ご持参ください。

様式6

保護者→町

年 月 日

精華町長

様

保育所名

児童氏名

生年月日

性 別 男 ・ 女

保護者氏名 _____ 印

医療的ケア実施承諾書

医療的ケア実施通知の内容について承諾しました。

精華町長 様

年 月 日

医療的ケア児在籍連絡票

保育所名
 保育所長名
 担当看護師等名

下記の医療的ケアを実施している子どもが在籍しています。

クラス	性別	医療的ケアの内容	保護者の同意・具体的な対応
歳児 クラス		<input type="checkbox"/> 吸引 <input type="checkbox"/> 口腔 <input type="checkbox"/> 鼻腔 <input type="checkbox"/> 気管カニューレ内 <input type="checkbox"/> 経管栄養 <input type="checkbox"/> 経鼻 <input type="checkbox"/> 胃ろう <input type="checkbox"/> 導尿 <input type="checkbox"/> その他 ()	<p>★消防署へ情報提供することについて保護者の同意（有・無）</p> <p>【保護者の同意が有の場合】 児童氏名（ふりがな）： _____ 生年月日：____年____月____日生</p> <p>救急時の搬送希望病院</p> <p>① _____</p> <p>② _____</p> <p>③ _____</p>

様式 8

保護者↔保育所

医療機器等預かり同意書

保育所で医療機器等をお預かりする場合、思わぬアクシデント（破損や紛失、子ども同士の関わり合いの中で起こりうる事象等）を考慮し、安全に保育を実施する必要がありますので、保育所での安全な医療機器等の取扱いについて、次のとおりお預かりする内容を確認させていただきます。ご理解ご協力をお願いします。

【確認事項】

保育所名	保育所	歳児クラス	児童名
機器の種類			
医療機器 預かり開始日	年 月 日		
その他 取扱上の注意点等			

【同意事項】 に✓印をお願いします

- 保育中の医療機器等の取扱いには十分注意しますが、何らかの原因で破損や紛失、子ども同士で思わぬアクシデント等が生じた場合、原則として保育所では補償しかねますのでご了承ください。
- 保育所での使用は、家庭で十分慣れてからの使用開始としてください。
- 内容の変更があった場合、「医療機器等預かり同意書」を改めて保育所へ提出してください。

_____保育所長 様 年 月 日

保護者名 _____ 印
以上、確認の上、同意します。

【確認欄】

確認年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
保護者確認 サイン又は印						
保育所確認 サイン又は印						
確認年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
保護者確認 サイン又は印						
保育所確認 サイン又は印						

様式 9

医療的ケア実施カード

児童名： _____

医療的ケアの内容： _____

<保護者記入欄>

年 月 日

朝の健康状況			
体温	度 分	脈拍	回/分
食欲	普通・多い・少ない	睡眠	時間(: ~ :)
排便	なし あり(時 分)	呼吸	異常なし・喘鳴あり その他()
痰	なし あり 量(多い・少ない) 色() 固さ()	筋緊張	なし あり(普通・多い・少ない)
登所前の 最終の 医療的ケア の状況	時 分 異常なし・異常あり	その他 特記事項	

<保育所での医療的ケア実施の様子>

実施 時間	実施者	実施の内容と観察	その他	保護者 確認欄

様式10

医療的ケア実施計画書兼医療的ケア実施看護師マニュアル

作成日	年 月 日
保育所名	
保育所長名	
作成者氏名	

児童名	生年月日	年 月 日生	歳児
医療的ケアの内容	実施手順	準備物・留意点	

予想される緊急時の対応	
予想される緊急時の状態	対応

※状況が変わった場合は、随時加筆・修正すること

上記について説明を受け、その内容に同意します。

年 月 日 保護者氏名 _____

医療的ケアを実施するにあたっての確認事項

保育所では、医師が必要と認め、医師による指示・指導の範囲内で医療的ケアを行います。実施する医療的ケアは、児童の安全性を確保するため、施設側が医療的ケアの内容や程度等についてあらかじめ対応可能な範囲を定め、それにマッチする内容となっています。そのため医療的ケアの範囲や実施する時間・実施場所は限定した内容となっており、以下の医療的ケアの内容を中心として実施します。

- (1) たん吸引（口腔・鼻腔内吸引、気管切開部からの吸引・衛生管理）
- (2) 経管栄養（経鼻経管、胃ろう）
- (3) 導尿（看護師による導尿や自己導尿）
- (4) その他医行為

医療的ケアは、保育所に配置された看護師が主治医の指導を受け、安全性が確認できた場合に実施します。保育士等の職員も保育中の児童の見守りや医療行為に該当しない範囲での補助などを、看護師と協力しながら進めていきます。

医療的ケアの実施は、児童の健康管理にとって極めて大切なものであるため、保護者の皆様にも下記の事項をご確認いただいた上で、ご協力をお願いいたします。

1. 医療的ケアは、看護師が行います。
2. 医療的ケアの実施には主治医の意見書及び指示書が必要です。
3. 医療的ケアを実施できるのは、平日（月～金）の午前 8 時 30 分～午後 4 時 30 分までです。
4. 医療的ケアを行う看護師は当該児童の看護ケアを担うものであり、児童の教育・保育の部分を含めたすべてを担うものではありません。
5. 医療的ケアを行う看護師が不在の場合は、保護者にご協力を依頼する場合や、受け入れができない場合があります。
6. 登所の際には児童の体調を把握し、日々施設の職員と連絡を取れるようにしてください。体調が悪いと判断されたときは無理をせず、ご連絡ください。
7. 緊急時を含め、保育所からご連絡をする場合があるため、必ず連絡が取れるようにしてください。
8. 医療的ケアの実施に伴う緊急時の対応について、主治医への協力依頼など連携を図ってください。
9. 感染症等の流行があった際にはお知らせいたしますので、主治医への相談など必要な対応をとってください。
10. 医療的ケアに必要な医療器材や消耗品は、ご家庭でご用意の上ご持参ください。
11. 必要に応じて病院受診に同行させていただくことがありますのでご了承ください。
12. 医療的ケアの実施内容等に変更がある場合は、速やかに主治医の意見書及び指示書を再提出してください。
13. 施設の状況により、その他、追加でご協力いただく場合がありますので、よろしくお願いたします。